

令和6年5月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- 議案第4号 令和7年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について
- 議案第5号 令和7年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会委員の選任について
- 議案第6号 社会教育委員の委嘱について
- 報告第8号 図書館協議会委員委嘱の専決処分報告について

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】2件

《5月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定
小・中学校行事予定

《3月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告

《4月分》

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

日 時 令和6年5月10日（金）午後5時00分から
場 所 役場本館3階 議場

【教育委員会定例会出席者】

教育長	吉田 茂昭
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	鈴木 直子
教育委員	一ノ瀬由美子
教育次長	巖根 晃哉
理事（生涯学習・図書館担当）	三原 順
学校教育課長	岡本 栄治
学校教育課学校指導参事	上垣 圭市
学校教育課学校指導統括参事	河井 淳

学校教育課学校指導参事	杉田 直哉
学校教育課学校指導参事	杉田 茜
生涯学習推進課長	大屋 真志
生涯学習推進課文化・スポーツ担当参事	立石 則也
図書館長	原田 貴子
書記	藤原 健祐

開会 午後５時００分

吉田教育長 それでは、ただいまから令和６年５月教育委員会定例会を開会します。

 本日の署名委員には、梶山委員を指名します。よろしくお願いします。

 それでは、議事に入ります。

 事前配付の議案書１ページ、議案第４号「令和７年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について」事務局から説明願います。

 河井参事。

河井参事 それでは、議案第４号「令和７年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について」ご説明申し上げます。

 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１２条、第１３条第４項及び第５項の規定により、令和７年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び同協議会規則、同協議会運営要項について同意するとともに、本町教科用図書採択に当たり、同協議会における採択結果を尊重することについて同意するというものになります。

 それでは、法律等について、こちらのほうから説明させていただきます。

 ちなみに、今年度の採択につきましては、中学校の全種目の教科書を採択するということになっております。

 それでは、１６ページにお進みください。

 １６ページから１８ページまでは、教科書採択の仕組みについてと
いうことで書いております。

まず、16ページの1番目の教科書の定義及び2番目には教科書の使用義務ということで書いております。使用義務のところには、「すべての児童・生徒は、教科書を用いて学習する必要がある」というふうに書かれております。

17ページ中ほどより下辺りに、教科書採択の仕組みというふうに書いております。「教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することである」。その下に、採択の権限では、誰が教科書を決定するかということが書かれております。2行目の後半辺りに書いておりますけれども、教科書を採択する権限は所管の教育委員会に属する。すなわち、市町村立学校においては、市町村の教育委員会が教科書の採択を行うということになっております。熊取町教育委員会が町立中学校で使う教科書の採択を行うということになっております。

続けて、少し戻りまして、ページ数でいきますと2ページからは、法律について記載しております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の中身について少し説明をさせていただきます。

3ページのほうの中ほど辺りに採択地区と書いております。この法律の第12条のところですが、**「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない」**ということなので、採択地区については、府の教育委員会が設定するというようになっております。

具体的な地区につきましては、後ろのほうになります。21ページのほうに記載があります。ここには、大阪府教科用図書採択地区で、**全てで41地区を大阪府が設定しております**。この地区の規模につきましては、同一の教科書を使用することが適当というふうに大阪府が判断して考えた地区になります。基本的には、市は単独で採択、町村については共同で採択するというような形になっております。

再度、法律のところに戻ります。

3ページをご覧ください。

下部の括弧書きのところで教科用図書の採択とあります。採択地区の下ですが、教科用図書の採択につきましては、まず、第13条のところをご覧ください。**「都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により」**までというところでしょうと、大阪府教育委員会が指導、助言、援助により、種目——種目については、教科用図書の教科ごとに分類された単位のことを種目とい

うふうに呼んでおります——「種目ごとに一種の教科用図書について行うものとする」というふうになっております。

次のページをご覧ください。

項を飛びまして、4項のところをご覧ください。3行目辺りになります。

第1項、先ほど説明させていただいた種目ごとに一種の教科用図書について行うということですが、その場合において、「採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければならない」ということになっております。共同採択の場合は、規約を定めて協議会を設けなければならない、熊取町はこれに該当します。

また、第5項のところですが、「前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない」、共同採択の場合は、規約を定めて協議会を設けて、しかもその結果、協議の結果に基づいて、各町村では同一の教科書を採択しなければならないというふうな法律になっております。

泉南郡教科書採択協議会の規約を載せておりますので、そちらのほうをご覧ください。ページ数でいいますと22ページからになります。

一番最初には、協議会の目的のほうを書いております。中ほど辺りまでお進みください。

組織、第4条とあります。協議会については、委員9名をもって組織することとなっています。また、委員の任命、委員は、各町の教育長並びに教育委員会の委員1名及び各町に在籍する小中学校児童生徒の保護者1名をそれぞれ所属する教育委員会が任命、委嘱するということで、各町から3名ずつ、合わせて3町の9名をもって組織するということになります。

教科用図書の選定の方法ということで、1項から4項まで書いております。第11条ですかね。採択、選定の方法ですが、最後のほうに書いております「委員全員の一致によって決する」。ただ、全員の一致によって決しない場合は、教科用図書に投票を行い、多数を得た教科用図書を採択する。それでも選定できなかった場合ということで、過半数の投票を得た教科用図書がない場合は、最多数の投票を得た2種類の教科書において投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する

ということで、選定方法についてもこのような形でというふうに思っております。

調査員と書いてあるところをご覧ください。

第12条になります。協議会は、調査を行うために調査員を選定することができる。少し飛びまして、調査研究委員につきましても、第13条、必要に応じ、調査研究委員会を置くことができるというふうに書いております。

その調査員あるいは調査研究委員会のメンバー等につきましては、要項のほうで定めております。要項の中で、協議会に専門的な調査検討を行うための調査員を置くことができるというふうに書いております。要項の中で、規約でもそうなっておりますが、例年置いております。今年度も調査員を置いて調査検討を行っていただく予定をしております。

各町教育委員会では、所属する小中学校の校長及び教員のうち、当該種目において優れた専門知識を有する者を調査員に任命することができるというふうになっております。調査員の数は、町ごとに、1種目につき、一つの教科等につき1名となっております。調査員は、教科用図書の採択に利害関係を有しない者、誓約書のほうを書いていたでいて利害関係を有しないということで提出いただくことになります。

調査員はということで、種目ごとに必要な調査検討を行い、適切な資料を付して調査結果を調査研究委員会に報告するというふうに、調査員のほうにはそのようなことをしていただきます。

協議会は、調査員の資料作成を整理検討するために調査研究委員会を置くことができる。これも例年置いております。今年度も置く予定をしております。

調査研究委員会は、調査員、小中学校の校長・教員、教育委員会の事務局職員のうちから、協議会が委嘱した者で構成するということになっております。調査員と同様、利害関係を有しない者、誓約書のほうを書いていたでいていただく予定としております。

調査研究委員会は、教科用図書の選定に関する意見を協議会に具申するということ、教科用図書の採択に係る学校、教科等研究会の意見については、校長または研究会の代表を通じて、資料を付して、それぞれの所属する教育委員会に申し出ることができるものとするがあります。ここ、昨年度に小学校の教科書採択がありましたけれども、もう教科等研究会には依頼することなく、学校のみで調査を行っていただきました。今年度もその方向でというふうに考えております。

図式化された概略図をつけております。

20ページになります。

その図式化されたものを概略図として載せております。上の部分は、大阪府教育委員会のほうで選定資料を作成するというような表になっています。

真ん中辺りから上辺りに町教委とありますが、町教委は、まず、泉南郡採択協議会に諮問をします。あわせて、町教委は下の、一番下にある町立学校にも調査を依頼します。泉南郡採択協議会は、町教委から諮問を受けて、調査員と調査研究委員会に調査の整理検討あるいは調査検討をしていただくように依頼をします。依頼を受けた調査員、調査研究委員会ですが、調査員は採択協議会に報告、併せて調査研究委員会にも報告します。そして、学校調査も併せて調査研究委員会に報告というふうになっています。そして、調査研究委員会のほうで整理検討したものを泉南郡採択協議会に具申するという形になります。具申を受けた泉南郡採択協議会は、各町教育委員会に答申をするという流れになっております。

長くなりましたが、以上で教科書採択、教科書についての説明となります。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

では、議案第4号「令和7年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について」承認ということでよろしいでしょうか。

委員全員

(「はい。」の声)

吉田教育長

議案第4号「令和7年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について」は承認とさせていただきます。

次に、事前配付の議案書26ページ、議案第5号「令和7年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会委員の選任について」事務局から説明願います。

河井統括参事。

河井参事

続けて失礼します。議案第5号「令和7年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会委員の選任について」、泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会規約第8条に基づく委員の選任について協議し、決定するというものになります。

26ページをご覧ください。

先ほどもご説明させていただきましたが、委員は各町の教育長、教育委員さん1名、そして保護者1名ということになっております。その教育委員さんについてご決定をいただきますよう、どうかよろしくお願いいたします。

吉田教育長

ただいま第8条に基づいて、委員の選任についてご提案のほうがございます。

この委員につきましては、鈴木委員のほうへ依頼させていただいてよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

鈴木委員

はい。よろしくお願いします。

吉田教育長

ありがとうございます。

それでは、鈴木委員に採択委員となつていただくということで、議案第5号「令和7年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会委員の選任について」承認させていただいてよろしいでしょうか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

ありがとうございます。

では、議案第5号のほうを承認と……

河井参事

教育長。

吉田教育長

はい、河井参事。

河井参事

すみません。それでは、委員のところの下線となっておりますので、そちらのほうに鈴木直子委員のお名前を書いていただくようにしていただければと思います。よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

吉田教育長

よろしくお願いいたします。

では、議案第5号「令和7年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会委員の選任について」は承認とさせていただきます。

次に、事前配付の議案書27ページ、議案第6号「社会教育委員の委嘱について」事務局から説明願います。

大屋課長。

大屋課長

それでは、議案第6号「社会教育委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

すみません、差し替えがございます。差し替え後の紙を置かせていただいておりますので、そちらの27ページと書いたものをご覧ください。

社会教育委員の任期が令和6年5月9日、昨日までとなっておりますので、社会教育法第15条第2項及び社会教育委員条例第2条第2項の規定による下記の社会教育委員の委嘱について、事務委任規則第2条第12号の規定により、議決を求めるものでございます。

表のほうをご覧ください。

まず、お一人目、学校教育関係者として町立小中学校長代表の中原利明氏、次に、社会教育関係者として、文化振興連絡協議会代表の森井綾子氏、スポーツ協会代表の岸本邦彦氏、青少年指導員連絡協議会代表の梅田康雄氏、くまとり読書友の会代表、森本眞知代氏、大阪府文化財愛護推進委員の矢野豊野氏、家庭教育関係者として、NPO法人ホームビジットとんとん理事長の坂本百合氏、学識経験者といたしまして、国立大学法人和歌山大学名誉教授の村田和子氏、同じく、すみません、大阪体育大学体育学部と書いてありますが、スポーツ科学部の誤りでございます。申し訳ございません。スポーツ科学部教授の宮地弘太郎氏、それぞれ9名に委嘱するものでございます。中原利明氏につきましては新任、この2番から9番の8名につきましては引き続きの再任ということになっております。

委嘱期間につきましては、本日、令和6年5月10日から2年間になります令和8年の5月9日までとなっております。

以上で、議案第6号「社会教育委員の委嘱について」のご説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

吉田教育長 ありがとうございます。
 ただいまの事務局の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。
 よろしいでしょうか。
 それでは、議案第6号「社会教育委員の委嘱について」承認ということ
 でよろしいでしょうか。

委員全員 （「はい。」の声）

吉田教育長 では、議案第6号「社会教育委員の委嘱について」は承認とさせていただきます。

 次に、当日配付の議案書35ページ、報告第8号「図書館協議会委員
 委嘱の専決処分報告について」事務局から説明願います。

原田図書館長 報告第8号「図書館協議会委員委嘱の専決処分報告について」でござ
 います。

 本日配付の35ページをご覧ください。

 図書館法第15条の規定による下記の図書館協議会員の委嘱につい
 て、事務委任規則第4条の規定により専決処分しましたので報告し、
 承認を求めるものでございます。

 図書館協議会委員は、学校教育関係者2名、社会教育関係者4名、
 家庭教育の向上に資する活動を行う者1名、学識経験者3名の10名
 で構成しています。今回は、学校教育関係者のうち、中学校校長に変
 更がありましたので、前南中学校の中原利明委員に代わり、現在の北
 中学校校長の齊藤貴英氏に委嘱するものでございます。任期につい
 ては、令和6年4月12日から前任者の残り期間である令和6年8月
 31日までとなります。

 以上、報告いたしますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

吉田教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質問ありませんか。
 それでは、報告第8号「図書館協議会委員委嘱の専決処分報告につ
 いて」承認ということよろしいでしょうか。

委員全員 （「はい。」の声）

吉田教育長 では、報告第8号「図書館協議会委員委嘱の専決処分報告につい
 て」は承認とさせていただきます。

以上で、本日の会議に付された審議すべき議案が終了いたしました。
他に何かございませんか。
ないようですので、審議を終了します。

(その他報告事項)

吉田教育長 続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。
それでは、順次、事務局から報告願います。
杉田参事。

杉田（直）参事 『小・中学校行事予定P. 36より説明』

吉田教育長 ありがとうございます。
では、続いて、大屋課長。

大屋課長 『生涯学習推進課事業予定P. 30より説明』

吉田教育長 ありがとうございます。
続いて、原田館長。

原田図書館長 『図書館事業予定P. 31～P. 32より説明』

吉田教育長 報告は以上ですか。
ほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。
ないようですので、令和6年5月教育委員会定例会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

閉会 午後5時29分
